

一般社団法人New Iconic Christians s ‘ S e n s a t i o n 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人New Iconic Christians ‘ S e n s a t i o n (略称N I C S) と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市北野町576-5-105に置く。

(目的)

第3条 当法人は、キリスト教の精神に基づいて、スポーツを始めとする文化芸術活動に係る事業を行い、個人の心身の健全な成長と、リーダーシップ力、相互理解力、平和的な人間関係構築力などの人間力の向上を通して、社会で必要とされる次世代の人材の育成および地域・社会の発展に貢献することを目的とする。その目的を達成するため、次に掲げる種類の事業を行う。

- (1) スポーツ教室等の運営事業
- (2) スポーツの普及、健康促進に係る事業
- (3) 文化芸術に係る運営事業
- (4) ボランティア運営事業
- (5) 人材育成のためのセミナー運営事業
- (6) 語学教室、カルチャー教室等の運営事業
- (7) 情報提供に係る事業
- (8) 国内外団体との文化芸術交流に係る事業
- (9) その他当法人の目的達成のために必要な事業及び前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 除名されたとき

(退社)

第 7 条 社員は、いつでも退社することができる。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 8 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年 6 月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第 4 章 役員

(員数)

第 9 条 当法人には、理事 3 名以上を置く。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 理事のうち 1 名を代表理事とする。

4 理事及び代表理事は社員総会の決議により選任する。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 10 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(残余財産の処分)

第 11 条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第 12 条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 13 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 14 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 大澤達也

設立時理事 水谷康晃

設立時理事 久保田藍子

設立時理事 田中俊平

住所

設立時代表理事 大澤達也

(設立時社員)

第 15 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所

設立時社員 大澤達也

住所

設立時社員 篠崎祐樹

住所

設立時社員 宍戸由貴子

以上、一般社団法人New Iconic Christians ‘Sensation
設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印する。

令和 2年6月14日

設立時社員

大澤達也 印

篠崎祐樹 印

宍戸由貴子 印